アメリカ合衆国における犯罪被害者支援

冨田信穂

はじめに

本稿の目的

本稿は、「第4回経済的支援に関する検討会」、「第3回支援のための連携に関する検討 会」及び「第3回民間団体への援助に関する検討会」の合同会議における、アメリカ合衆 国における犯罪被害者への支援の状況に関する報告につき、その概要を記すものである。

2 アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の発展

アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の全体像を描くことは、極めて難しい。その理 由として、比較的長い歴史を有すること、被害者支援が多様な被害者を対象としているこ と、連邦と州の二重構造を有すること、などを挙げることができる。そこで、以下におい ては、本報告に必要な範囲において、アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の発展の経 緯をごく簡単に述べるにとどめる。

アメリカ合衆国における犯罪被害者支援は、1965年(制定)のカリフォルニア州における 犯罪被害者補償制度に始まる。ニュージーランドで被害者補償制度の運用が開始されたの が 1964 年であるから、アメリカ合衆国の被害者支援の始まりは、世界的に見て比較的早 いといえる。その後、犯罪被害者補償制度は各州において創設が続いた。

1970年代においては、法執行制度の改善のための連邦による州に対する補助金(LEAA) を用いて、いくつかの被害者支援プログラムが開始されている。また、1975年には、 National Organization for Victim Assistance(NOVA)が設立されている。さらに、この時 期には、性犯罪被害者、DV 被害者などさまざまな被害者がグループを結成し、支援や法 改正を求める活動を本格的に開始した。

アメリカ合衆国における被害者支援の転換点は 1982 年である。この年には「犯罪被害 者に関する大統領特別委員会」が設置され、その報告書が同年 12 月に発行された (President's Task Force on Victims of Crime, Final Report, December 1982)。これは、 法執行機関はじめさまざまな機関に対する 68 の勧告を含むものであり、アメリカ合衆国 における被害者支援を方向付けるものとなった。これを受けて 1983 年には合衆国司法省 に、内部的ではあるが、「犯罪被害者対策室」が設置された(なお、「犯罪被害者対策室」の 正式な発足は、1988 年である)。1984 年には「犯罪被害者法」が制定され、またこれに基 づき「犯罪被害者基金」が設けられた。なお、「犯罪被害者対策室」および「犯罪被害者基 金」については、後述する。

その後、連邦や各州において、主として刑事手続における犯罪被害者の法的地位の向上 を目指して各種の立法がなされた。また、各州においては、犯罪被害者の権利を定める、 いわゆる「犯罪被害者の権利宣言」(Victims' Bill of Rights)が制定されたり、また各州の 憲法に犯罪被害者の権利に関する条項が設けられたりした。

1990年代には、連邦において被害者の権利や被害者支援に関するさまざまな立法がなされた。その代表的な例としては、「女性に対する暴力法」(1994年)、「反テロリズムおよび 効果的死刑法」(1996年)、「被害者の権利明確化法」(1997年)などがあげられる。

最近では、2004年に「全ての者に対する正義法」(Justice for All Act)が成立し、犯罪被 害者の権利が更に明確化されている。また最近では、とりわけ「同時多発テロ」以降では、 テロリズムの被害者に対する支援が強調されている。

「経済的支援」関係

1 アメリカ合衆国における犯罪被害者への経済的支援

アメリカ合衆国において、犯罪被害者が被った経済的損失を回復するための制度として は、犯罪被害者補償制度(compensation)、損害賠償命令(restitution)、民事賠償(civil remedies)、の3つが主要なものである。犯罪被害者補償制度は、州が被害者に対して損 害についての補償を行う制度であり、損害賠償命令は、刑事裁判所あるいは少年裁判所が、 犯人に対して被害者への損害賠償を命じる制度であり、民事賠償は、犯罪による損害につ き民事責任を問うものである。

これらのうち、国による経済的支援といえるのは犯罪被害者補償制度であるので、以下 においては、この制度について紹介する¹。なお、犯罪被害者の損害回復のための制度とし ては、以上の他に、各種の公的給付制度および民間の保険制度もあるが、それらが果たし ている役割はそれほど大きくはない。そこでこれらについては、犯罪被害者補償制度との 調整関係を中心として、必要に応じて触れることとする。

アメリカ合衆国の犯罪被害者補償制度の基本的な性格は、暴力犯罪の被害者が被った 個々の具体的な経済的損失につき、損害賠償、公的給付制度、民間保険制度などのいかな る「並列的な」(collateral)な手段でも回復がなされないときに利用することが出来る、「最 後の支払手段」(payers of last resort)である。

¹ 以下の記述は、主として次の文献による。U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime, Report to the Nation 2005, Fiscal Years 2003-2004. NCJ209117

なお、冨田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度」警察学論集 54 巻 3 号 2001 年および佐伯仁志「犯罪被害者への損害回復支援について」ジュリスト 1305 号、2005 年 を参照のこと。

アメリカ合衆国では、1965年にカリフォルニア州で初めて犯罪被害者補償制度が設けられ、現在全ての州、コロンビア特別区、およびその他の領土(プエルトリコ、ヴァージン諸島、アメリカン・サモア、グアム、北マリアナ諸島)にこの制度がある。

2 犯罪被害者保障制度による支給の内容

(1)支給対象

支給の対象となる被害者の範囲は、細部については州により異なるが、基本的には州内 において発生した暴力犯罪の被害者および殺人事件の遺族であり、財産犯の被害者は除外 されるとの点においては共通している。家庭内暴力の被害者および飲酒運転の被害者も含 まれる。また、外国でテロリズムによる被害者となった州民にも、適用される。

(2)支給内容

支給内容は、州により異なるが、ほぼすべての州において、以下に掲げるものが支給の 対象となっている。

医療費

精神保健上のカウンセリング

犯罪行為に関係した障害に基づく就労不能によって、得られなかった賃金

殺人事件被害者の被扶養者の生活費

葬儀費

被害者に身体上の危険が差し迫っている場合や、トラウマに苦しんでいる性犯罪被害者 で治療上の必要がある場合などにおける、引越し費用

医療機関が遠隔地にある場合の、交通費

犯罪関係の障害により被害者が行うことが出来なくなった家事や育児の代行費

犯罪現場の清掃費や、住宅の修理費

身体療法および作業療法を含む、リハビリテーション費

身体障害者となった場合の住宅の改造費

被害者補償申請のための弁護士費用

犯罪行為によって、損害を受けた物品については、支給の対象とならない。ただし例外 的に認められている州もある(例えばニューヨーク州。500 ドルを限度)。

苦痛に対する慰謝料は、認められない。ただし、例外的に認められている州もある(例 えばテネシー州では性犯罪の被害者につき、3,000ドルを限度額として認められている)。

(3)支給金額

支給金額の最高額は、州によって異なる。一般的には 15,000 ドルから 25,000 ドルであるが、これより高額の最高額を定める州も存在する。例えば、カリフォルニア州では 70,000

ドルである。またニューヨーク州では医療費については上限が定められていない。なおこれとは逆に、葬儀費やカウンセリング費などの特定の項目について最低額を定めている州がある。

(4)支給実績

2002 会計年度の全米における、支給総額は 448,348,350 ドル、支給件数は 157,667 件、 1 件あたりの支給額の平均は、2,844 ドルであった。なお、2004 会計年度の全米における 支給件数は 170,739 件であり、1 件あたりの支給額の平均は、2,400 ドルであった。

支給の対象となった事件別の内訳に関しては、アメリカ合衆国全体についての最新の資料を見つけることが出来なかったので、参考までにカリフォルニア州の 2004 - 2005 会計 年度の申請者 47,658 人についての統計を示す(このうち 88%の者が申請を認められてい る)²。なお、カリフォルニア州の犯罪被害者補償制度は、全米で最大規模である(支給総額 58,893,735 ドル)(一人当たりの支給額は約 1,460 ドル)。

暴行・傷害	43%
児童に対する身体的及び性的虐待	26%
殺人	11%
性的暴行(成人)	6%
強盗	3%
飲酒運転	2%
その他の交通犯罪	3%
その他の犯罪	4%

(なお、四捨五入のため合計しても100%となっていない)

申請者(47,658人)の主な属性は、次の通りである。

被害者本人	78 %
被害者関係者(derivative victims)	22%
女性	61%
男性	39%
成年	60%
未成年	40%
DV 関係	26%

² カリフォルニア州の犯罪被害者補償制度については、以下の文献を参照した。

California Victim Compensation and Government Claims Board, 2004-2005 Annual Report

2004-2005 会計年度の支給総額(58,893,735 ドル)につき、費目別の比率は次の通りで ある。

医療費	35.4%
精神保健	24.4%
賃金・扶養費	20.3%
葬儀費	14.2%
その他	1.0%

(5) 不支給·減額事由

不支給や減額の事由は州によって異なるが、一般的には受給資格は次のとおりである。 被害者と犯人との間に親族関係があっても、支給される。従って、家庭内暴力(DV)の 被害者にも支給される。ただし、犯人が不当に経済的利益を得るような場合には、認めら れない。

被害者の障害および死亡に有責性のある場合には、減額または不支給となることがある。 また、州によっては、当該被害とは関係のない別の事件の前科前歴を理由として支給を行 わないことが認められている。

犯罪を法執行機関に迅速に通報しなければならない。72時間以内の通報義務が一般的で あるが、被害者が児童である場合や特別の事情がある場合など、「正当な理由」(good cause)がある場合には、例外とされる。

警察および検察の捜査や起訴に協力しなければならない。

申請を速やかに行わなくてはならない。一般的には、犯罪行為から1年以内に申請する ことが求められている。

3 他の公的給付等との関係

アメリカ合衆国における犯罪被害者補償は「最後の支払手段」(payers of last resort)で ある。従って、被害者補償制度の適用に際しては、その他の被害者に対する「並列的な」 (collateral)な支払は全て、考慮され、調整されることとなっている。ここには公的給付制 度のほか、民間の任意の保険も含まれる。また、犯人からの損害賠償や刑事裁判所による 損害賠償命令(restitution)も犯罪被害者補償制度の適用にあたって考慮される。

犯罪被害者が利用可能な他の給付として、被害直後の危機介入サービスの一部として、 被害者が必要とする当座の金銭を支給するプログラムはあるが、我が国の見舞金制度に対 応するような制度は存在しない。

なお、アメリカ合衆国においては健康保険も基本的には民間保険であり、我が国の自賠

責保険に相当する制度は無いなど、公的な補償制度は充実していない。従って、低所得者 であるため、各種の保険などに加入していない者にとっては、犯罪被害者補償制度は、実 は先に述べたように「最後の支払手段」(payers of last resort)では無く、「最初の支払手段」 であるとも言える。

4 運営機構

犯罪被害者補償制度を運営する部局は州により異なる。最も多いのは、州の公安部又は 刑事司法部によって運営されるものである。次に多いのは、州司法長官(Attorney General)の部局によって運営されるものである。その他、労災保険担当部局、社会福祉 担当部局、財務部局などによって運営されているものや、裁判所によって運営されている ものもある。

運営機構が他の州と大きく異なるのが、コロラド州とアリゾナ州である。これらの州に おいては、補償に関する裁定を行なう犯罪被害者補償委員会が地方検察官事務所ごとに置 かれている。コロラド州においては 22 の犯罪被害者補償委員会、アリゾナ州においては 15 の犯罪被害者補償委員会が、それぞれ州法に準拠して、州政府の指導及び監督の下に裁 定を行なっている。

5 財源

(1)犯罪被害者補償の財源

犯罪被害者補償のための財源は州により異なるが、2つのグループに大別できる。第1 は主として犯人が支払う種々の金銭に依存するグループである。この場合、罰金の追加金、 罰金以外の有罪判決の場合であっても支払いが命じられる金銭、刑務作業の賃金などさま ざまな財源が用いられる。第2は一般財源に依存するグループである。約8割の州は第1 のグループに属し、このうち多くの州では一般財源を全く用いていない。

州に対しては、1984 年犯罪被害者法(Victims of Crime Act, VOCA)に基づいて創設され た連邦の「犯罪被害者基金」(Crime Victims Fund)から、補助金が交付されている³。補助 金は、各州が前年に被害者補償のために支出した金額に対して、一定の割合で交付される。 その割合は、当初 35%であったが、1987 会計年度から 40%に引き上げられた。また 2003 会計年度からは更に引き上げがなされ、現在 60%となっている。

2004 会計年度における、補助金の総額は 186,149,000 ドルとなっている。なお、連邦 からの補助金は 5%を限度として、運営費に充当できることになっている。 (2)犯罪被害者基金

³「犯罪被害者基金」に関する記述は、註1の文献の他に以下の文献を主として参照した。 Steve Derene, Crime Victims Fund Report: Past, Present, and Future, National Association of VOCA Assistance Administrators, 2005.

U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime, "Victims of Crime Act Crime Victims Fund", OVC Fact Sheet, October 2005

上述の「犯罪被害者基金」は、司法省司法プログラム局犯罪被害者対策室(U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime)(以下、 OVC と略称する)によって運営されている。

この基金は、州の犯罪被害者補償制度への補助金の交付の他、州を含む公的機関や民間 機関による被害者支援活動に対する補助金の交付や、司法省犯罪被害者対策室による独自 の被害者支援プログラムにも用いられている。この基金の財源は、連邦法違反事件の罰金 (Criminal Fines)、没収された保釈保証金(Bond Forfeitures)、特別賦課金(Special Assessments)などである。このうち、特別賦課金は有罪となった犯人から、犯罪の軽重に 応じて徴収されるものである。具体的な額は、軽罪 C で有罪となった場合は個人 5 ドル、 法人 25 ドル、軽罪 B では個人 10 ドル、法人 50 ドル、軽罪 A では個人 25 ドル、法人 125 ドル、重罪では個人 100 ドル、法人 400 ドルとなっている。なお 2002 会計年度からは、 「テロ防止のために必要な適切な手段を確保することによりアメリカの結束と強化を図る 2001 年 10 月法」(The October 2001 Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools to Intercept and Obstruct Terrorism)(いわゆる「合衆国愛国者 法」)(USA PATRIOT Act)により、寄付や遺産等を受け入れることが可能となった。

基金の組み入れることの出来る金額や利用できる金額の上限(いわゆる Cap)は、会計年 度ごとに定められている。以下に最近の組み入れ額、利用できる額の上限、および基金の 総額を示す。

2003 会計年度

組み入れ額:5億1950万ドル 上限:6億ドル 総額:13億3180万ドル

2004 会計年度

組み入れ額:3億6130万ドル 上限:6億2130万ドル 総額:10億9330万ドル

2005年会計年度

組み入れ額:8 億 3370 万ドル 上限:6 億 2000 万ドル 総額:13 億 510 万ドル

基金の使途は法律で規定されており、次のような優先順位および割合で配分される。ま ず児童虐待事件の捜査および訴追の改善のために、毎年 2000 万ドルまでを利用できるこ ととなっている。このお金は、合衆国厚生省((U.S Department of Health and Human Services)(1700 万ドルまで)と合衆国司法省(300 万ドルまで)とで分けられる。なお、司 法省は、このお金を専らアメリカン・インディアンの居住地区における児童虐待事件、と りわけ児童の性的虐待事件のために用いることとなっている。次に連邦の刑事司法制度の 改善のために一定額が用いられる。具体的には、連邦の被害者通知システムや検察官事務 所の被害者支援員および FBI の被害者支援専門員のために用いられる。次に、反テロ関係 に 5000 万ドルまで支出できることとなっており、国内外におけるテロリズムによる犯罪 の被害者のために用いられることとなっている。

以上の残額につき、47.5%を上限として州の被害者補償制度に対する補助金、また同じ く 47.5%を上限として州の被害者支援プログラムに対する補助金、さらに 5%を上限とし て OVC が広報、研修等のさまざまな活動のために裁量的に用いることができることとな っている。

以上に基づき、2004 会計年度における犯罪被害者基金の収入および支出をまとめて記す と、既に犯罪被害者補償に関する部分での説明と重複するところもあるが、次の通りとな る。

組み入れ額	3 億 6130 万ドル
支出上限(Cap)	6 億 7130 万ドル
基金総額	10 億 9330 万ドル

支出

児童虐待	2000 万ドル
被害者通知システム	510 万ドル
連邦検察官事務所被害者支援員	2060 万ドル
FBI 被害者支援専門員	1970 万ドル
州被害者補償制度補助金	1 億 8610 万ドル
州被害者支援補助金	3 億 5590 万ドル
OVC 裁量資金	3150 万ドル

「支援のための連携」関係

1 被害回復に関る機関

アメリカ合衆国においては、さまざま機関が犯罪被害者支援に関わっているが、以下に おいては連邦の機関、州の機関および民間の機関について、概略を記す。 (1)連邦

連邦政府における犯罪被害者支援活動の中心となっている機関は、OVC である4。

OVC は、1984 年犯罪被害者法(VOCA)の1988 年の改正により、連邦議会で正式に設 立が認められた機関である。OVC の責務は、犯罪被害者への国家的な支援策を充実させ、

⁴ OVC については、註1および註3の文献の他、以下を主として参照した。

U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime, "What is the Office for Victims of Crime? ", OVC Fact Sheet, November 2004

全ての犯罪被害者に対して正義と回復をもたらすために、諸施策や人々の意識の変革を、 先頭に立って行うこと、とされる。具体的な活動としては、既に一部については紹介した が、「犯罪被害者権利週間」の主催、州の犯罪被害者補償や犯罪被害者支援プログラムに対 する助成、および OVC 独自のプログラムのために用いられる犯罪被害者基金の運用、専 門家に対するトレーニングを行う講座の主催、ネイティブ・アメリカンの居住地区などに おける直接的支援活動などがある。

OVC の行なう以上の活動は、現在次の5部門により行なわれている。

連邦援助部門(Federal Assistance Division, FAD)

プログラム開発および普及部門(Program Development and Dissemination Division, PDD)

州被害者補償および援助部門(State Compensation and Assistance Division, SCAD) 訓練および情報普及部門(Training and Information Dissemination Division, TID)

テロリズムおよび国際被害者支援部門(Terrorism and International Victim Assistance Services Division, TIAVAS)

(2)州

州レベルにおいては、被害者支援に関する州法の立案、州全体にわたるプログラムの運 用については、州の司法長官(Attorney General)の官房が担当していることが一般的であ る。なお、犯罪被害者補償については、既に述べたとおり、司法長官官房の他に、州の公 安局、刑事司法計画局あるいはその他の部局が担当している州もある。

また、郡(county)においては郡検察官事務所や郡保安官事務所、市においては市警察部の被害者担当部局により、さまざまな被害者支援活動が行われている。

(3)民間

被害者支援に携わる民間機関は、 独立して、あるいは法執行(市警察部や郡保安官事 務所) 検察(郡検察官事務所)などの刑事司法機関と連携して活動を行う、「地域に基礎 を置く機関」(community-based organization)と、 それらの民間機関を会員とする「傘 となる機関」(umbrella organization)とがある。なお、民間機関だけでなく、公的機関ま でも会員とする「傘となる機関」も存在する。また、公的機関を会員とする民間機関があ り、代表的なものとして犯罪被害者補償制度を担当する州の機関を会員とする National Association of Crime Victim Compensation Boards や、後述の州被害者支援補助金を担 当する州の機関を会員とする National Association of VOCA Assistance Administrators がある。

「民間団体への援助」関係

1 民間団体の種類・活動

先に述べた通り、民間機関の活動は、機関の性格、人的および経済的資源の規模により 大きく異なり、一般化は困難であるが、特徴的な点を以下に示す⁵。

「傘となる機関」では、もちろん機関により異なるが、被害者に対して直接的な支援活動を行うことは稀であり、中心的な活動は会員機関に対する指導や、トレーニングや情報の提供である。また、被害者の権利拡大に向けた立法活動や広報活動なども広く行なわれている。一方、「地域に基礎を置く機関」では、被害者に対する各種の直接的支援活動が中心である。この種の活動には、既によく知られているが、次のようなものが含まれる。

(1)緊急援助活動

現場での危機介入

24 時間危機ホットライン

十分に配慮した死亡告知

被害者の権利と利用できるサービスについての情報提供

緊急金銭的援助の紹介

緊急移送

強姦被害検査のための病院への付き添い

緊急シェルターの紹介

短期および長期のカウンセリングの紹介

緊急被害者補償の申請の手伝い

防犯に関する情報提供と援助

シェルターの運営

(2)カウンセリングと代弁活動

危機介入サービス
短期的カウンセリング
長期的カウンセリング
自助グループへの加入および紹介
グループ・カウンセリング
コミュニティーの危機応答
刑事司法手続きおよび少年司法手続き進行中のカウンセリング
雇用者、債権者、家主との仲介
公的機関との仲介

⁵ 以下の記述も、主として、註1の文献による。なお、参考文献として、冨田信穂「アメ リカ合衆国における民間機関による犯罪被害者支援」『犯罪被害とその修復(西村春夫先生 古希祝賀)』敬文堂 2002 年。

(3)刑事司法関連サービス

刑事司法手続きの進行状況に関する情報提供 刑事司法制度に関する基礎知識の提供 被害者補償の申請および処理の援助 裁判所への付き添い 交通手段および駐車の援助 児童の保育サービス

2 民間被害者支援組織の役割

アメリカ合衆国においては、民間機関の提供している支援活動が多種多様であり、公的 機関、特に警察や検察などの刑事司法機関以外の公的機関、例えば福祉機関などの行う活 動との間に、明確な差は存在しないように思われる。ただ、被害者の権利拡大に向けての 活動については、民間機関、特に「傘となる機関」による活動の方が一般的には活発であ る。しかし、この活動についても OVC やその他の州の機関も活発に行なっているので、 根本的な差は無いとも言える。

3 人材の確保

民間被害者支援機関で活動する人の教育・訓練は、各支援機関においても独自に行なわれているが、既に述べた「傘となる機関」による各種の講習会や大会は、教育・訓練のための重要な手段となっている。また、前述の OVC の TID による活動も重要な役割を果たしている。

4 財源の確保 - 連邦による補助金を中心として -

民間の被害者支援機関の財源はさまざまであり、その内訳もさまざまであるので、一般 化することは困難である。州や市からの補助金が中心となっている機関もあるが、多くの 機関ではさまざまな工夫により財源の確保が図られている。

(1)州被害者支援補助金の額

既に触れたように、「犯罪被害者基金」から公的機関および民間機関の行なう被害者支援 プログラムに対して補助金が支給されているので、以下これについて説明する。なおこの 補助金は、民間機関の行なうプログラムだけでなく、公的機関の行なうプログラムに対し ても支給されているので、その点に注意すべきである。

被害者支援プログラムに対する補助金(州被害者支援補助金)は、各州等に対して基礎 額(50州、コロンビア特別区、ヴァージン諸島およびプエルトリコは、500,000ドル、北 マリアナ諸島、グアムおよびアメリカン・サモアは200,000ドル)と人口に応じた額を支 給している。各州の被害者支援担当部局はその補助金を、公的機関および民間機関からの 申請に基づき、それらの機関が行うさまざまな被害者支援プログラムに対して、競争的資 金として分配している。

2004 会計年度における、連邦から州に対するこの補助金の総額は、既に述べたとおり、 3 億 5590 万ドルである。

(2)州被害者支援補助金の使途

OVC は州等に対する補助金が、児童虐待、DV および性的暴行の被害者に対するプログ ラムに対して、優先的に配分されることを求めている。これは「優先領域」(Priority Areas) と呼ばれている。この領域に補助金の約40%が用いられている。また、このほかに「十分 な支援を受けていない被害者の領域」(Underserved Victim Area)があり、ここにも優先的 に配分がなされている。この領域に属する被害者には、飲酒運転事故、暴行・傷害、高齢 者虐待、強盗などの被害者や殺人遺族が含まれる。

また、2004 会計年度において被害者支援補助金を受けた援助プログラムが対象とする被害は次の通りである。

被害の種類	プログラム数(%)
児童身体的虐待	1,123 (11.6)
児童性的虐待	1,286 (13.3)
飲酒運転	555 (5.8)
DV	1,413 (14.6)
性的暴行(成人)	1,095 (11.3)
高齢者虐待	782 (8.1)
子どものときに性的被害を受けた成人	891 (9.2)
殺人事件遺族	679 (7.0)
強盗	591 (6.1)
暴行・傷害	760 (7.9)
その他の暴力犯罪	476 (4.9)
その他	1 (0.0)
合計	9652

(3)州被害者支援補助金を受けた機関

2004 会計年度において州被害者支援補助金を受けた機関の数は次の通りである。

機関の種類	プログ	ブラムの数	内の比率(%)
公的機関(刑事司法機関)			
	矯正	6	1.1
	裁判所	28	5.2

	法執行機関	196	36.1
	保護観察	8	1.5
	検察	284	52.3
	その他	21	3.7
	小計	543(28.7%)	
公的機関(刑事司法機関以外)		内の比率
	病院	4	5.3
	精神保健	1	1.3
	公営住宅	0	-
	社会福祉	29	38.2
	その他	42	55.3
	小計	76(4.0%)	
非営利の民間機関			内の比率
	病院	15	1.2
	精神保健	76	6.1
	強姦危機センター	250	19.9
	宗教団体	20	1.6
	シェルター	406	32.4
	その他	487	38.8
	小計	1254(66.0%)	
ネイティブ・アメリカン部カ	をまたけ松周		中へてす
ネイナイノ・ア グリカノ部ル	医留地内	16	内の比率 80.0
	居留地外	4	20.0
	店田地介	4	20.0
	小計	20(1.1%)	
	ום, ר,	~U(1.170)	
	合計	1873	
	ыні	1010	

(4)州被害者支援補助金を交付されたプログラムによって支援を受けた被害者数

2004 会計年度において、州被害者支援補助金を交付されたプログラムによって支援を受けた被害者の数を、受けた支援活動の種類ごとに示すと、次の通りとなる。

支援活動の種類	人数	(%)
犯罪被害者補償の申請補助	813,005	(4.6)
危機カウンセリング	1,855,996	(10.4)
刑事司法に関する援助および権利擁護	2,047,193	(11.5)
緊急金銭的援助	245,261	(1.4)
緊急法律的支援	418,047	(2.3)
継続的対応(Follow up contact)	2,160,493	(12.1)
集団対応(Group treatment)	480,406	(2.7)
個人的代弁活動	1,375,350	(7.7)
情報提供・他機関紹介(電話)	2,908,716	(16.3)
情報提供・他機関紹介(直接)	2,346,796	(13.2)
シェルター	432,162	(2.4)
治療(Therapy)	315,512	(1.8)
その他	2,410,625	(13.5)

合計

17,809,562